

# 第2回 承認工場に係る研修会

博多税関支署統括監視官（保税部門）

平成25年6月19日

# ◆前回のおさらい（その1）

## 《免税制度の趣旨》

- 飼料等の製造に使用される輸入原料品（とうもろこし、こうりゃんその他グレーンソルガム等）の関税負担を軽減し、良質かつ低廉な飼料を畜産農家等に対し安定供給することにより、畜産業、水産業等の育成と国民生活の安定等を図ろうとするものである。

これらの貨物はすべて農産物であることから、国内生産者への影響に配慮し、その横流し（コーンスターチ製造用など）を防止するとともに、免税の目的に沿った適正な実施及び関税債権を確保するため、

**承認工場制度 担保制度 用途外使用の制限**

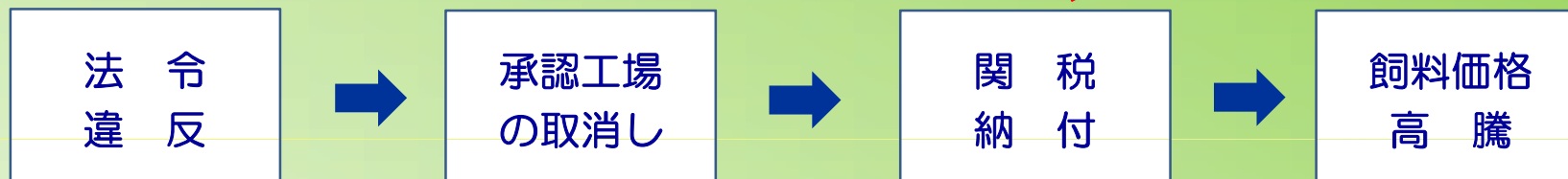
**同種原料品の混用使用の制限 製品検査 記帳義務等**

が課せられ、これらを通じて税関の監督及び取締りを徹底する体制が講じられている。

# ◆前回のおさらい（その2）

## 《CSR（社会における企業の役割）》

【ともろこしの関税率】  
50%又は12円/kgのうち、いずれか高い税率



資金不足  
債務超過

飼料会社  
の倒産

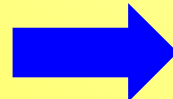
畜産業者の経営  
に大打撃！

# ◆前回のおさらい（その3）

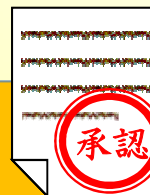
## 《義務・制限（用途外使用）》

製造用原料品の  
用途外使用はダメ!!

例外



税関長の承認を受けたときのみOK



腐敗・変質  
・原料として  
使用できない

用途外使用  
目的からみて  
やむを得ない

承認を受けずに用途外使用

処罰の対象  
(関税法第112条  
の2)

価値の減少がある場合  
関税を軽減 !!  
【関税定率法第10条1項】  
に準じる

# ◆飼料の規格①

免税原料品の輸入許可の日から  
1年以内に、製品(飼料)を製造

基本通達13-10)  
家畜、家きん、魚類又はその他の産業用  
動物の飼料として使用されるもの

定率法施行規則の別表に掲げる  
配合飼料に係る配合割合(規格)  
を満たさない場合

法第13条の飼料を製造したとは  
見なされないため、税関から用  
途外使用と判断される可能性が  
ある。

**関税徴収 !!**

# ◆飼料の規格②

配合飼料	配合割合
1 脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉(魚荒かすを含む。以下この表において同じ。)、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	色素(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第2第162号又は第163号に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ)の含有量が全重量の0.0012%以上であること。
	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を含むこと。
2 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの(第1号に該当するものを除く。)	こうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第六条に規定する原料品(砂糖及び糖みつを除く。)、オート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末又は麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
3 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの(前2号に該当するものを除く。)	リジン塩酸塩の含有量色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。
4 その他	前段 こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品以外の原料品の含有量の合計が <b>全重量の12%以上</b> であること。
	中段 フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が <b>全重量の2%以上</b> であること。
	後段 こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第六条に規定する原料品の含有量の <b>合計の50%以上</b> であること。
単体飼料(施行令6条)	こうりやんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

## ◆施行令第6条

ライ麦、バナナの粉、砂糖(乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る)、糖みつ、カッサバ芋及び甘しよ生切干(カッサバ芋及び甘しよ生切干にあつては、粉状又はペレット状にしたものを含む。)

# ◆飼料の規格（事例-1）

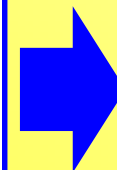
## 《別表第4項 前段》

こうりゃんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品以外の原料品の含有量の合計が**全重量の12%以上**

### 例示

免税品：粉碎とうもろこし

内 貨：ふすま



88%

12%以上

## ◆飼料の規格（事例-2）

### 《別表第4項 中段》

フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が**全重量の2%以上**

### 例示

免税品：圧ペンとうもろこし

内 貨：魚粉



98%

2%以上



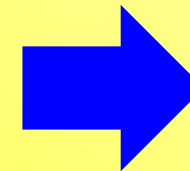
# ◆飼料の規格（事例-3）

## 《別表第4項 後段》

「こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、  
「こうりゃんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の令第6条に規定する原料品の含有量の合計の50%以上」

### 例示

免税品：圧ペンとうもろこし  
免税品：粉碎こうりゃん  
内 貨：アルファamilパレット



80%  
10%  
10%

$$\frac{80\%}{80\% + 10\%} \div 89\% \geq 50\%$$

# ◆飼料の規格（事例-4）

免税品：圧ペンとうもろこし	60%
免税品：粉碎こうりゃん	10%
内 貨：ふすま	15%
内 貨：大豆かす	15%

① 別表第4項 前段

$$\frac{15 + 15}{100} = 30\% \geq 12\%$$

② 別表第4項 後段

$$\frac{60}{60 + 10} \div 86\% \geq 50\%$$

※ 飼料が前段と後段の双方に該当する場合は上位のものから適用される  
⇒ 上記の場合は前段に該当。